1　品種登録の番号　第26341号
2　品種登録の年月日　平成29年11月16日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Sutera Roth
4　登録品種の名称　DCOPGPKHRT
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Danziger Dan Flower Farm
Moshav Mishmar Hashiva, 5029700 Israel
7　出願公表の年月日　平成27年9月10日
II　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百五十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十九年十一月十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5269	株式会社郷鉄工所	岐阜県不破郡垂井町表佐字大持野五十八番地の二	平成二十九年十月二十日から平成三十年十月十九日まで

○国土交通省告示第千二十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年十一月一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5259号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式及び膨気併用式以外のもの）	ＴＫＷ－３Ｂ型	高階救命器具株式会社	ファスナー位置の変更及び一部仕様の削除
第5522号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	サロペットｎ型	日本救命器具株式会社	東京都江東区東雲一丁目２番１号
第5523号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	スポン内層ｎ型	〃	〃

○国土交通省告示第千二十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月六日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ－637号	油処理剤	ＹＵＮＩＳＯＬ　ＦＬ（100）	日本油化工業株式会社	神奈川県横浜市中区海岸通三丁目９番地

○関東地方整備局告示第二百七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十六日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
栃木県那須郡那須町大字寺子乙字入山一九六〇番一地内	前	一三・〇〇～一六・七〇（メートル）
	後	一三・〇〇～二〇・五〇（メートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十六日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	木更津市下郡字杉戸一三七五番一から同市下郡字立ノ台一五三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月十六日

○経済産業省告示第二百五十三号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第二項の規定に基づき、平成三十年一月一日から平成三十年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Ｃのグループ一に属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を次のように定める。

平成二十九年十一月十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が定める期間は、平成二十九年十一月二十九日から平成二十九年十二月五日までとする。

○経済産業省告示第二百五十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十九年十一月十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5269	株式会社郷鉄工所	岐阜県不破郡垂井町表佐字大持野五十八番地の二	平成二十九年十月二十日から平成三十年十月十九日まで

○国土交通省告示第千二十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年十一月一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5259号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式及び膨気併用式以外のもの）	ＴＫＷ－３Ｂ型	高階救命器具株式会社	ファスナー位置の変更及び一部仕様の削除

○国土交通省告示第千二十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5522号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式及び膨気併用式以外のもの）	サロペットｎ型	日本救命器具株式会社	東京都江東区東雲一丁目２番１号
第5523号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	スポン内層ｎ型	〃	〃

○国土交通省告示第千二十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月六日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ－637号	油処理剤	ＹＵＮＩＳＯＬ　ＦＬ（100）	日本油化工業株式会社	神奈川県横浜市中区海岸通三丁目９番地

○関東地方整備局告示第二百七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十六日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
栃木県那須郡那須町大字寺子乙字入山一九六〇番一地内	前	一三・〇〇～一六・七〇（メートル）
	後	一三・〇〇～二〇・五〇（メートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十六日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	木更津市下郡字杉戸一三七五番一から同市下郡字立ノ台一五三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月十六日